

人類学 研究所 通信

2024 年度 第25号

巻頭言

2024 年度をふりかえって（石原美奈子）	1
-----------------------	---

特集

1 私の関心

21 世紀アメリカ合衆国における部族主権の検討（川浦佐知子）	2
--------------------------------	---

The Legalisation of Same-Sex Marriage in Japan: Extending Dignity to All Couples（Robert Croker）	4
---	---

2 着任のあいさつ

南山大学人類学研究所での1年（高柳ふみ）	8
----------------------	---

3 沼澤喜一資料整理プロジェクト

沼澤喜市資料整理プロジェクト報告（2024 年度）（加藤英明）	9
---------------------------------	---

沼澤喜市資料の紹介と展望：「北設楽郡、北安曇郡住居間取り」を中心に（山本高之）	11
---	----

沼澤資料整理作業を通して：キリスト者として、人類学者として（中村結友）	13
-------------------------------------	----

4 国際化推進事業の報告

2024 年公開シンポジウムと講演会報告（張雅）	14
--------------------------	----

活動余話「小川尚義資料のデジタル化作業について」（宮脇千絵）	15
--------------------------------	----

活動報告	16
------	----

活動余話「人類研シンポジウムが引き合わせてくれたご縁」（藤川美代子）	18
------------------------------------	----

研究業績	25
------	----

活動余話「クネヒト・ベトロ氏の蔵書整理について」（宮脇千絵）	26
--------------------------------	----

刊行物	27
-----	----

スタッフ	28
------	----



2024 年度をふりかえって

石原 美奈子（人類学研究所・所長）

2024 年度はいろいろな意味で節目の年になった。

まず、2015 年に始まった計 9 年（第 3 期、第 4 期、第 5 期）にわたる国際化推進事業が終了した。そして最後の第 5 期国際化推進事業「なりわいと移動の人類学：中華圏の研究者との協同から」の成果として『人類学研究所研究論集』第 13 号「なりわいと移動の人類学—中華圏の研究者との協同から—」（張雅・宮脇千絵・張玉玲・藤川美代子編）が刊行された。また、2022 年に始まった二つの共同研究「デジタル化が生み出す新たな生／知のあり方—記録・身体・モノ—」と「装いの境界領域に関する人類学的研究」も終了し、その成果としての論集が現在編集作業中となっている。それぞれの企画運営を担った所員はじめ、プロジェクト研究員の皆様には感謝申し上げたい。

定期刊行物については、『年報人類学研究』第 15 号、*Asian Ethnology* の第 83 巻第 1 号、第 2 号が完成した。刊行に向けて尽力された所員はじめ、職員の方々には深謝したい。*Asian Ethnology* については、編集体制の見直しを進め、新しい編集体制構築に向けた学内手続きを行った。また、研究休暇に入られた渡部元所長が中心となって編まれた『人類学研究所研究論集』第 14 号「古代都市研究の最前線」（渡部森哉・村上達也編）も刊行された。

シンポジウム・講演会については、公開シンポジウムが二回（「日本と周辺地域における暦研究の現状と展望」「中国におけるプーアル茶の流通史と消費の現状」）、公開講演会が二回（「越境者の E コマースを用いた購買行動から考える新しい領土」「先住民族の尊厳をいかに守るのか：台湾と日本の事例から」）開催された。また、今年度は初の試みとして懇話会形式で「合評会：坂井信三（著）『異なる者の出会いと共存—西アフリカ・ムスリムの人類学的聖者伝』を読み、語る」を行った。本学の名誉教授であり、元人類学研究所長でもあった坂井信三氏による著書（2024）について、同名誉教授に縁のある学内外の研究者たちが人類研に集まって懇談した。

2024 年 12 月には、恒例の人類学フェスティバルを開催した。本学人文学部人類文化学科や外国語学部アジア学科の学部生や名大・中京大・愛知淑徳大で人類学を学ぶ学部生によるポスター発表、人類文化学科科目「フィールドワーク（文化人類学）」の中間発表、さらにエチオピアで調査を実施した大学院生による写真展が行われた。

さらに、2024 年度は、本学のレーモンド建築 60 周年記念であったことと関連して、山田望南山宗教文化研究所長の音頭のもとで三研究所合同企画「人と自然のふさわしい装い（尊厳）を求めて—南山レーモンド建築の過去・現在・未来」（YAMAZATO60+ 関連イベント）が計画され、半年間の集中的かつ入念な準備期間を経て 2025 年 5 月 16 日（金）と 17 日（土）の二日間にわたって開催された。このなかで、人類研は「南山大学レーモンド建築をめぐるキャンパスツアー」を企画し、関西学院大学の濱田琢司教授（元南山大学人文学部所属・人類学研究所第二種研究所員）に、アントニン・レーモンドが設計した本学校舎や神言会教会を実際に歩いて見学しながらその意義について解説をしていただいた。

そして、人類学研究所の活動に深く関わってきた方々の身上異動もあった。2010 年 4 月から 2018 年 3 月まで人類学研究所の所長をつとめ、本研究所の活性化に大きな貢献を果たした後藤明氏が 70 歳を迎え、2024 年 3 月をもって研究所の特任研究員を退かれることになった。また、3 年間にわたり国際化推進事業（第 5 期）の企画運営を宮脇千絵氏、藤川美代子氏と張玉玲氏とともに担ってくださったプロジェクト研究員の張雅氏も大阪大学の特任助教になった。同様に、プロジェクト研究員として、共同研究「デジタル化が生み出す新たな生／知のあり方—記録・身体・モノ—」を中心となって企画運営に携わってくださった加藤英明氏が一般財団法人機械振興協会経済研究所に、そして菅沼文乃氏は三重大学に就職が決まった。一方で、研究所は新たなメンバーを迎えることができた。第一種研究所員（人類学博物館学芸員担当）として 2024 年 4 月に高柳ふみ氏が着任した。

先日、本研究所で長年にわたり所長を務められたクネヒト先生が米寿を迎えられたので高柳氏が中心になってささやかな祝賀会を企画して下さった。現在、研究所では大学院生が中心になって沼沢喜市初代所長の遺稿のデジタル・アーカイブ化が進められているが、これと並行してクネヒト先生の蔵書整理を大学院生の南智博氏が手伝いを開始することになった。

21 世紀アメリカ合衆国における部族主権の検討

川浦 佐知子（人類学研究所・第二種研究所員）

アメリカ合衆国と部族主権

アメリカ合衆国に居住する先住民の「部族主権」を検討している。

「合衆国に居住する先住民」という表現については、私自身、少なからぬ違和感を感じているのだが、他にどう表現すべきか、未だわからない。今日、我々が合衆国として知る国の国土は、もともと先住民の生活圏だった。東海岸に設立された植民地が母国からの独立を果たして国としての産声をあげ、更に大陸中部、西部へと国土を広げ、今日、アメリカ合衆国として知られる国家となった。この過程で多くの先住民の命が奪われ、彼らの広大な生活圏が失われた。奪われた土地と資源は、合衆国の国力の基となってきた。

第2次トランプ政権下、合衆国における分断と格差はより深刻なものとなっている。以前は、1%の富裕層が富の大部分を保有する状況を問題視し、99%の人々への富の再分配が議論されることもあった。しかし、今や議論の焦点は「貿易不均衡を是正するための関税措置」や、「国内労働市場と国家治安を守るための移民排斥」にすり替えられてしまった。国の富の再分配を考える前に、国力を支えてきた資源や富の由来を問うべきだが、そこに至る道は甚だ遠いものになっている。

合衆国が今日、このような状況にあるなかで、先住民の部族主権を問うことにどのような意味があるのか。多くの合衆国市民にとって先住民は「過去に存在した人々」であり、「部族」は既に解体され、主流社会に包摂されたと考えられている。知識人でさえ、「部族主権」は法的に確認されるものの、あくまで「紙の上」のものであり、国家と呼べぬ集団の主権行使など、現実的ではないと考えている。21 世紀の合衆国における部族主権など、夢物語のように聞こえるのかもしれない。しかし、現実にはそれは効力を持って土地や資源の有り様に影響を与えている。

先住民の条約権利

先住民部族は、合衆国と条約締結を交わした主権集団であり、その歴史的事実が変わることはない。1777 年から 1868 年までの間に、合衆国と先住民ネイションとの間でおよそ 368 の条約が締結されており、それらの条約は今日も法的効力を有している。

これら締結条約を基として先住民に保障される権利の一つに水利権がある。

ヤカマ・ネイションが伝統的漁場での漁業継続を訴えた 1905 年ウィナズ事件判決では、伝統的生活圏での漁業、狩猟、採取の権利が条約で明記されている場合、それらの活動を可能とするために必要な河川の流れを保つための水量が先住民に保障されている。この権利は保留地外の伝統的生活圏にも及ぶ。1984 年アデア事件判決は、先住民の漁業権にもとづく水利権の発生時点を「超記憶的な時代 (time immemorial)」と判示している。合衆国建国以前に先住民の水利権の発生を認めるこの解釈は、水利権の発生日が早いものに水利用の優先権を認める合衆国西部において、非常に大きな意味を持つ。

保留地上流での灌漑業者による水資源の搾取が問題となった 1908 年ウィンターズ事件判決は、保留地設立を約束する条約条文に水利権に関する文言がなくとも、保留地で生活を営む上で必要となる水の権利は「黙示的に」先住民に認められるとし、権利発生の特典は条約締結日になると示している。これらの司法判断によれば、州民と先住民の水利権が競合する場合、ほとんどのケースにおいて先住民が水利用の優先権を持つことになる。

20 世紀初頭、既に先住民の水利権は司法において認められていたわけだが、先住民が権利を有する水資源は連邦や州、企業による大規模灌漑プロジェクトやダム建設によって搾取され続けた。先住民部族が主権集団として条約にもとづく水利権を請求し、「連邦一部族一州」の三つ巴の交渉を通して水利権合意を得るようになるのは、1980 年代に入ってからとなる。私は、「連邦一部族一州」が関わる訴訟、交渉、合意形成において、部族主権がどのように発揮されているのかに着目している。

モンタナ州における先住民の水利権合意

私が主な研究対象とするのは、モンタナ州に保留地を有する先住民部族の水利権係争である。モンタナ州における先住民の水利権係争は、2020 年にセイリッシュ・クートナイ部族連合の水利権合意が合衆国議会で承認を得、「モンタナ水利権保護法」が成立したことで一応の決着を見ている。法制定は具体的な水利権判断のスタートを意味するものであって、終わり

ではない。この先、一つ一つの水利権請求が吟味、判断されて確定されるまでには、気の遠くなるような時間が必要となる。モンタナ州北西部にフラットヘッド保留地を持つセイリッシュ・クートナイ部族連合が有する水利権には、州面積のおよそ3分の2の土地を流れる河川が関わる。部族の水利権は広範な地域に影響を及ぼすものであり、かつその権利の発生時期は「超記憶的時代」に遡る。それゆえ、州全体の包括的水管理を目指すモンタナ州にとって、セイリッシュ・クートナイ部族連合との水利権係争は、是非とも解決しなくてはならない長年の課題となっていた。

先住民部族にとっては、主権集団として州と対等な立場で水利権交渉に入ることが重要なポイントとなっていた。合衆国最高裁判所 1983 年サンカルロス・アパッチ事件判決は、州が水利権判断、及び水資源管理のための包括的システムを備えている場合には、州内の水管理は州が一括して行うべきであるという判断を下していた。先に保留地内外の水利権を司法に請求し、州と争っていた先住民部族にとって、この判断は大きな痛手だった。セイリッシュ・クートナイ部族連合はモンタナ州の他の部族と連携し、部族水利権と州民の水利権請求を区別することなく取り扱おうとする州に異議申し立てを行い、先住民部族との水利権交渉を一手に担う州保留水利権協定委員会に対して、部族水利権の歴史的背景や特殊性を認めるよう求め、後の水利権交渉の素地を作った。

私はこれまでの研究で、先住民の保留地保持や、資源開発への抵抗、聖地保護のための史跡化営為について扱ってきた。そのなかで感じきたのは、彼らは守るべきものを守るために周到な準備を重ね、数十年というスパンで事態を捉えて、簡単には諦めないということである。同じことを部族水利権の請求を扱う中でも感じている。

セイリッシュ・クートナイ部族連合と州との水利権交渉が正式に開始されたのは 2000 年だが、部族連合は 1980 年代から水利権訴訟を戦いつつ、州との交渉に先駆けて一つ一つの河川の水量や、魚類などの生態系の状況について調査を進めていた。

州との水利権合意を経て、州議会の承認に至るまでに費やされた年月は 15 年。全てのステイクホルダーが参加可能な公開ミーティングの開催は約 100 回に上った。州との交渉に臨む一方で、部族連合は保留地域内の水権利を取得しようとする水業者を相手に度々、司法の場で戦った。2015 年、「セイリッシュ・クートナイ部族連合水利権合意」はようやく州議会の承認を得たが、2016 年に合衆国議会に提出された、部族名を冠した法案は、州産業や州民の水利用を侵害するとして否決されてしまった。部族連合は合意法不成立という最悪の事態に備えて、モンタナ水裁判所に部族水利権を請求。部族水利権の喪失を防ぐとともに、法制定なくして州内の包括的水利権管理の可能性はないと州にプレッシャーをかけた。2019 年に再提出、2020 年に承認された「モンタナ水利権保護法」は、部族連合との水利権合意はモンタナ州民の水利用を永続的に保証するものであることを前面に押し出すものとなっている。

不屈の精神を支えるもの

2023 年夏、セイリッシュ・クートナイ部族連合のフラットヘッド保留地を訪ねた。乾燥したモンタナ州東部とは異なり、ロッキーマウンテンに抱かれた緑濃く、水の豊かな地だった。保留地には大規模な農業用灌漑システムが存在するが、その恩恵を受けているのは非先住民農家であり、水利権合意によって大きく事態が変わった様子はない。州産業や州民の生活を支えてきた水の利用を止めることは難しく、部族が得るべき水の全てを水利権合意で取り戻すことは実現不可といえる。

水利権合意には部族が得るべき水の代償として、いくつかの取引が盛り込まれたが、その一つが部族の悲願であったバイソン・レンジの部族管理だった。かつて大陸横断鉄道建設のために殲滅が指されたバイソンだが、部族のレジェンドによって奇跡的に保護され、保留地内で管理された時期があった。しかし、最終的には部族の手から取り上げられ、国が一方的に保留地土地を割譲して設立した国立バイソンレンジにおいて、アメリカ西部を象徴する生き物として観光の目玉とされてしまった。

現在、「セイリッシュ・クートナイ連合バイソン・レンジ」と名称を変えた施設では、部族とバイソンの関わりの歴史、バイソンを守り抜こうとしたレジェンドの物語などが展示されており、屋外では広々とした緩い丘を群なして移動するバイソンの様子を確認することができる。聴き取りに応じてくれた施設の女性は、合衆国議会で「モンタナ水利権保護法」が可決された折の興奮を熱く語ってくれた。法案にバイソンレンジの部族への返還が盛り込まれていることを皆知っていて、保留地全体が固唾を呑んで法案審議の行方を見守っていたことを感じた。

先住民は「合衆国の多様性」を彩るマイノリティ集団ではない。彼らの主権集団としての戦いを支えているのは、部族と土地の物語であり、所縁ある土地が抱く全体性を護る責任（stewardship）である。部族主権の検討が明らかにするもの。それは、「資源管理」という言葉には決して置き換えられない「部族と土地の絆の物語」であると思う。

The Legalisation of Same-Sex Marriage in Japan: Extending Legal Recognition to All Couples

Robert Croker (人類学研究所・第二種研究所員)

The legalisation of same-sex marriage continues to be a top priority for social activists in Japan. Japan is now the only G7 country which has not legalised same-sex civil partnerships or marriage at the national level, despite widespread public support.

This short paper explains progress in other countries in Asia and then provides a brief snapshot of the present situation in Japan. Although Japanese public opinion, corporate Japan, prefectural and municipal governments, and the judiciary all support the legalisation of same-sex marriage, opposition by conservative politicians has stymied necessary central government legislative action.

Same-sex relationships in Asia: Limited coverage

Same-sex marriage is now legal in 38 countries around the world, including 26 OECD countries and all western European countries apart from Italy. In Asia, however, only two countries have legalized same-sex marriage, Taiwan and Thailand; one more, Nepal, has a special same-sex marriage register by court order. No northeast Asian country has legalized same-sex marriage (ILGA World Database, 2025).

In Taiwan's case, in 2017 the Constitutional Court declared the lack of same-sex marriage unconstitutional. It gave parliament two years to legalise same-sex marriage, which parliament did in May 2019 (Amnesty International, 17 May 2019; Reuters, 17 May 2019). This happened even though a referendum in November 2018 had voted to restrict the definition of marriage to a man and woman (72% to 28%) and rejected legalising same-sex marriage (67% to 33%) but did support protection of the rights of same-sex couples outside marriage (61% to 39%) (Central Election Commission, 2018). Full joint adoption of children was then approved in 2023 (ILGA World Database, 2025), so same-sex couples in Taiwan now enjoy almost complete legal equality.

In Thailand, legalization was spurred not by legal challenges but political choice. The Marriage Equality Act passed both houses of Thailand's parliament in 2024. From January 2025, "Any LGBTQ couple over 18 years of age - of Thai or other nationality - are eligible to marry in Thailand. Thai nationals are afforded the same legal rights as people in a heterosexual marriage, including engagement, marriage registration, divorce, using their spouse's last name, joint management of assets, tax benefits, social security and health care, adoption and guardianship, and inheritance" (Reuters, 23 January 2025). However, three limitations remain. The first is that a non-Thai national's same-sex marriage with a Thai national will not provide Thai citizenship. The second is that Thai law does not explicitly permit same-sex couples to adopt. The third is that parents are still defined as being a mother and a father. Together, these last two restrictions could allow officials to determine that a same-sex couple are not eligible to adopt a child (Reuters, 23 January 2025), so legal equality for same-sex families is still incomplete in Thailand.

Nepal represents a more limited case. In 2023, Nepal's Supreme Court ordered the government to create a special, temporary marriage register for same-sex couples. These temporary certificates do not confer spousal benefits, inheritance rights, or visa or legal protections (The Kathmandu Post, 3 December 2023). Local authorities began to issue certificates in 2024, but legislative implementation of more equal same-sex marriage in Nepal remains incomplete (Pew Research Center, 2 June 2025).

Public opinion in Japan: Majority support for same-sex marriage

Turning to Japan, a significant majority of Japanese people support the national legalisation of same-sex marriage. According to a recent Pew Research Center study that surveyed over 24 000 people in 32 countries (Gubbala, Poushter, & Huang, 2023), 68% of Japanese people favour same-sex marriage, and support in Japan is higher than in the two Asian countries which have already legalised marriage equality, Thailand (60%) and Taiwan (45%) (no data were provided for Nepal). Moreover, although 26% of Japanese people do not favour marriage equality, this is still less than in Thailand (32%) or Taiwan (42%). In all three countries, there is a generation gap between 18- to 34-year-old people, who are more strongly in favour, and people older than 35. In Japan, 84% of 18- to 34-year-olds and 64% of people older than 35 years old support legalization, a gap of 20 points. This gap is much bigger in Thailand (32%) and

Taiwan (42%). There is also a gender gap in Japan, with 61% of men but 73% of women supporting legalisation. Regardless of these gaps, majorities of Japanese people across generations and genders supports marriage equality, and this support continues to grow (Ipsos, 2025).

Corporate Japan: Proactive but largely symbolic support

Many large Japanese companies proactively support LGBT employees and customers, and some also support the legalisation of same-sex marriage. In 2017, Japan's most powerful national business lobby group, Keidanren, issued a statement urging companies to promote the recognition and acceptance of LGBT people (Keidanren, 2017). Major corporations such as Panasonic, Sony and Yamaha began offering equal partnership benefits to LGBT employees, such as family leave and spousal recognition. In April 2020, due in part to Japan hosting the 2020 Tokyo Olympics, many large Japanese firms including major banks began formally recognising municipal same-sex partnership certificates (see the next section), allowing couples to access company spousal benefits (Business and Human Rights Resource Centre, 2020). In 2023, the Business for Marriage Equality (BME) campaign was launched; as of June 2025, over 630 companies and organisations have publicly pledged their support, spanning the financial, tech, insurance, and consumer services sectors (Business for Marriage Equality, 2025). While Japanese corporate outreach reflects positive public sentiment, global expectations and their own business interests, in reality this engagement does little more than provide symbolic support and limited workplace recognition, as large companies have shied away from a more direct, activist role. Moreover, many medium and small Japanese companies provide little or no support for their LGBT employees or customers as they are not legally required to. Also, few publicly support the legalisation of same-sex marriage, largely due to a lack of public expectation or outreach by same-sex marriage advocates.

Prefectural and municipal level partnership certificate system: Wide coverage but limited legal significance

In the absence of national same-sex marriage legalization, many prefectural and municipal governments have stepped in and now provide same-sex 'partnership certificates.' The first certificates were issued in 2015 by Tokyo's Shibuya Ward, and the system has expanded rapidly since, and particularly in the last few years. According to the NPO Marriage For All Japan, as of June 2025, 33 prefectures and 526 (of 1,788) municipalities in Japan now offer same-sex partnership certificates. Nanzan University staff and students can also apply for such a certificate, as the Nagoya City Municipal Government began to offer them in December 2022 and the Aichi Prefectural Government in April 2024 (Marriage For All Japan, 2025). Although these partnership certificates now cover over 90% of the Japanese population, they provide limited legal recognition for same-sex relationships. They may be able to help same-sex couples find housing and might facilitate hospital visitation rights, but they do not guarantee adoption or inheritance or other legal rights. Moreover, they are not legally binding, and each prefecture and municipality has their own system.

Japanese legal system: Judicial activism addresses Japanese Constitution limitations

Article 24 of the Japanese Constitution is often cited as the main barrier to legalising same-sex marriage in Japan. It states: "Marriage shall be based only on the mutual consent of both sexes and it shall be maintained through mutual cooperation with the equal rights of husband and wife as a basis." For many years, this Article has been interpreted by the courts and conservatives as making same-sex marriage constitutionally impossible. It would be exceedingly difficult to amend Article 24, as it would require approval by two-thirds of the members of the national parliament (the Diet) and a majority vote in a national referendum.

However, Masayuki Tanamura, a professor of family law at Waseda University, argues that "the point of Article 24 is to liberalize marriage from Japan's feudalistic 'family system.' When the Constitution was written, there was no debate about same-sex marriage. So we cannot say the Constitution excluded the notion of same-sex marriage" (Asahi Shimbun, 19 February 2015). Same-sex marriage advocates have also argued that Article 24 does not explicitly ban same-sex marriage, and that constitutional revision would not be necessary if a broader definition of marriage that included same-sex marriage were to be legally accepted for Article 24 (Asahi Shimbun, 17 March 2021).

In addition, Article 14 of the Japanese Constitution states: "All of the people are equal under the law and there shall be no discrimination in political, economic or social relations because of race, creed, sex, social status or family origin." This Article has been

used by LGBT activists to argue that not legislating same-sex marriage is discrimination based upon sexual orientation and therefore unconstitutional; moreover, the rights stated in Article 14 should supersede the limited definition of marriage stated in Article 24 (Asahi Shimbun, 17 March 2021).

Beginning in 2021, courts in Sapporo, Tokyo, Osaka, Nagoya, and Fukuoka were asked to consider the constitutionality of same-sex marriage. In 2021, the Sapporo District Court declared the lack of same-sex marriage to be unconstitutional under Article 14; subsequently, other district courts made similar verdicts (Asahi Shimbun, 13 December 2024). Most recently, in March 2025, the Nagoya High Court made the strongest ruling, affirming that not legislating same-sex marriage violates both Article 14 and Article 24 of the Japanese Constitution. The Nagoya High Court defined the essence of marriage as “two individuals living together with the aim of forming a lasting psychological connection,” and stated that “same-sex couples are equally capable of this.” The verdict also noted that preventing same-sex couples from accessing legal marriage constitutes legal discrimination based upon sexual orientation, and the lack of access to legal marriage could cause serious issues for the life, health and well-being of children being raised by same-sex couples, particularly in medical situations since only legally recognised family members can accompany patients in certain cases (Asahi Shimbun, 7 March 2025).

National political system: Conservative opposition to the legalization of same-sex marriage

If such district and high court rulings continue to be made, constitutional revision would not be necessary to legalise same-sex marriages; rather, it would require legislative action. Legal scholars have argued that the simplest path would be for the national government to amend Articles 731-737 of Japan’s Civil Code, replacing the phrase “man and woman” with “two people” or other similar gender-neutral language in relevant sections. Alternatively, an entirely new set of laws could be drafted, either a registered partnership law as an incremental step or a marriage law that defines marriage more inclusively (東京弁護士会, 2021).

However, the main political hurdle to legislating same-sex marriage is the ruling Liberal Democratic Party (LDP), whose more conservative members oppose same-sex marriage or civil unions, calling instead for policies that support “traditional family values.” In a contradictory outcome, the expansion of prefectural and municipal level partnership certificates to cover most Japanese people has given conservative politicians an excuse not to actively consider the issue at the national level, as they argue that the issue of same-sex partnerships has already been adequately addressed.

On the other hand, most of Japan’s other political parties - the Constitutional Democratic Party (CDP), Nippon Shin no Kai, Reiwa Shinsengumi, the Japanese Communist Party (JCP) and the Social Democratic Party (SDP) - are more progressive, and strongly support the legalisation of same-sex marriage. Even the LDP’s junior coalition partner, Komeito, supports registered partnerships (朝日新聞, 16 October 2024; LGBT 法連合会, 16 October 2024).

Conclusion

Although it is popularly supported across all generations and genders, the legalisation of same-sex marriage in Japan is not assured. In other countries such as Taiwan and Nepal, progressive judicial rulings have broadened the legal definition of marriage and lead to legislative action. In Japan, same-sex marriage advocates will continue to put pressure on the central government indirectly through constitutional challenges and directly through social media and political campaigns. Their goal, to offer the dignity of marriage to all couples regardless of sexual orientation, would make Japan’s marriage policies consistent with the other G7 nations and 38 countries around the world.

Sources

Amnesty International (17 May 2019). Taiwan becomes first in Asia to legalize same-sex marriage after historic bill passes. <https://www.amnesty.org/en/latest/press-release/2019/05/taiwan-same-sex-marriage-law/>

Asahi Shimbun (19 February 2015). Abe: Gay marriage not an option under the Constitution. https://archive.md/20150219182028/http://ajw.asahi.com/article/behind_news/politics/AJ201502190062#selection-1029.0-1029.349

Asahi Shimbun (17 March 2021). Court: Denial of same-sex marriage is unconstitutional. <https://www.asahi.com/ajw/articles/14276429>

Asahi Shimbun (13 December 2024). 3rd high court finds same-sex marriage ban unconstitutional. <https://www.asahi.com/ajw/articles/15549128>

Asahi Shimbun (7 March 2025). 4th high court rules same-sex marriage ban unconstitutional. <https://www.asahi.com/ajw/articles/15659265>

朝日新聞 (16 October 2024). ジェンダー・多様性に関する各党の選挙公約（要旨） <https://www.asahi.com/articles/ASSBJ1JDKSBJULFA018M.html>

Business and Human Rights Resource Centre (2020). Japan: companies reported to begin accepting “partnership certificates” for same-sex couples to provide spousal and familial benefits. <https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/japan-companies-reported-to-begin-accepting-partnership-certificates-for-same-sex-couples-to-provide-spousal-familial-benefits/>

Business for Marriage Equality (2025). <https://bformarriageequality.net>

Central Election Commission (2018). <https://web.archive.org/web/20181125031636/http://referendum.2018.nat.gov.tw/pc/en/00/000000000000000000.html>

Gubbala, S., Poushter, J., & Huang, C. (2023). “How people around the world view same-sex marriage.” Pew Research Center, 27 November 2023. <https://pewrsr.ch/46yDSLx>

Ipsos (2025). Ipsos LGBT+ Pride Report 2025: A 26-country Ipsos Global Advisor Survey. Ipsos.

Kathmandu Post (3 December 2023). How court laid the ground for same-sex marriage in Nepal. <https://kathmandupost.com/national/2023/12/03/how-court-laid-the-ground-for-same-sex-marriage-in-nepal>

Keidanren (2017). Towards the realisation of a diverse and inclusive society. Keidanren. https://www.keidanren.or.jp/en/policy/2017/039_outline.pdf

LGBT 法連合会 (16 October 2024). 【衆議院選挙 2024・政党】 LGBT (SOGI) をめぐる課題に関する各党の政策と考え方についての調査結果報告 . <https://lgbtetc.jp/news/3139/>

Marriage For All Japan (2025). パートナシップ制度導入自治体 <https://www.marriageforall.jp/database/partnership/>

Pew Research Center (2 June 2025). Same-sex marriage around the world. <https://www.pewresearch.org/religion/fact-sheet/same-sex-marriage-around-the-world/>

Reuters (17 May 2019). In first for Asia, Taiwan lawmakers back same-sex marriage. <https://www.reuters.com/article/world/in-first-for-asia-taiwan-lawmakers-back-same-sex-marriage-idUSKCN1SN0A4/>

東京弁護士会 (2021). 同性カップルが婚姻できるための民法改正を求める意見書 . <https://www.toben.or.jp/message/210308ikensho.pdf>

南山大学人類学研究所での一年

高柳 ふみ（人類学研究所・第一種研究所員）

2024 年 4 月に、南山大学人類学研究所の第一種研究所員（人類学博物館担当学芸員）として着任し早一年が経った。私の専攻は文化人類学と博物館学で、ドイツのベルリンにあるフンボルト大学大学院でヨーロッパ民族学を学び、オーストリアのチロル州における移牧をテーマに、映像人類学研究などを主に行ってきた。これまで、ドイツやオーストリアの博物館にてインターンや、展覧会のキュレーターアシスタントとして博物館学芸員の仕事の経験を積み、さらに文化機関の職員として国際交流や文化マネジメントの分野にも携わってきた。

2017 年から 2019 年の 3 年間は、リューネブルク大学とハンブルクの Museum am Rothenbaum（MARKK、2018 年に民族学博物館より改称）の研究連携プログラムのリサーチアソシエートとして在職していた。この間、スウェーデンのダーラナ地方で収集された民族誌資料の調査・研究とデータベース化を行った。また、同館のリニューアルプロセスの一環として、館開設の基となった初期のコレクションをテーマにした常設展「First Things – Looking back to look forward」および、オオカミと人間の文化史をテーマにした「Of Wolves and Humans」のコーキュレーターを務めた。これと並行し、館所蔵のサーミのコレクション、とくに 1910 年代に収集された資料群の来歴研究に着手し、現在まで継続している。

さて、南山大学での初年度は、「第一種研究所員」として研究所の活動と自身の研究、同時に「人類学博物館担当学芸員」として博物館業務と、まるで 2 足のわらじをはいたようにスタートしたが、今はこの 2 つがうまくかみ合ってきたという実感がある。それというのも、研究所と博物館は、元々は同じ出発点であったので、その 2 つの機関の活動をつなぐことが私の役割だと思うからである。

現在の南山大学人類学博物館は、1949 年に開設された「人類学民族学研究所」（現人類学研究所）の附属陳列室を前身とし、その研究活動を通して収集された資料が、館のコレクションの根幹を成している。例えば、1964 年に研究所の初代所長であった沼澤喜市神父を団長とする「東ニューギニア学術調査団」が収集したコレクションは、そのうちのひとつである。研究所ではここ数年、「沼澤喜市資料整理プロジェクト」が進められており、これに関連させる形で 25 年度から、南山大学における人類学史を再考 / 再評価するというテーマの共同研究を発足させることになった。私は、「東ニューギニア学術調査団」のコレクションを事例に、研究所と博物館の接点から研究を行うつもりである。

また、博物館における活動としては、企画展「フィールドワークの軌跡―人類学者・後藤明コレクションより」にて、着任後初めてのキュレーションを担当した。この企画展の関連プログラムとして、人類学研究所の共催で、後藤明氏（南山大学人類学研究所元所長、特任研究員）によるギャラリートークを行った。このように今後も、研究所と博物館をつなぐ役割として、共催企画などを継続的に実施していこうと考えている。さらに、研究所の一員として、大学や社会に貢献できるように活動を展開していきたい。

沼澤喜市資料整理プロジェクト報告（2024 年度）

加藤英明（人類学研究所・プロジェクト研究員 / 機械振興協会経済研究所・研究員）

本報告は、2024 年度における沼澤資料の整理事業の経過報告と、沼澤資料のなかで今後、掘り下げて検討したいテーマについて紹介する。

はじめに、今年度の整理事業の経過を報告する。宮脇千絵第一種研究所員のもと、プロジェクト研究員である加藤と、人間文化研究科の大学院生3名により作業を進め、現在まで、資料の入った封筒 497 点のうち、218 点のスキャンが完了した。また今年度より学部生が抜け大学院生主体の作業編成になったこともあり、以前よりも滞りなくスキャン作業が進んでいると感じる。作業中に生じた問題点として、分類が不明瞭になっている資料が若干散見されたため精査したこと、資料を止めている金属製のクリップが錆びていたので紙製のクリップに取り換えたこと、劣化している資料や写真について保留案件にしたことなどがあった。どれも些細な問題ではあるが、資料保存に関わることなので引き続き来年度も注意しながら作業を進めていきたい。なお来年度より、加藤に代わりプロジェクト研究員である竹内愛研究員が沼澤資料の整理事業業務を担当する。

次に検討するテーマについても紹介する。今回は、南山大学の「東ニューギニア学術調査団」（以下、調査団）のためにトヨタ自動車販売株式会社（以下、トヨタ自販）より寄贈を受けたランドクルーザーと調査団の関係について紹介する。ランドクルーザーは 1964 年 7 月 15 日にトヨタ自販から調査団に貸与され（写真 1）、調査の移動手段として用いられた。第一回調査では当時、南山大学大学院生で助手として調査団に帯同した早川正一氏が運転を担当した（注 1）。早川氏によると、ランドクルーザーでの移動は、空路よりも日時を費やすというデメリットがあったが、行動中のジェネラルサーヴェイも兼ねることができ、これにより海岸地帯から高原地帯、そして山岳地帯へと移り変わるニューギニア高地の調査において、自然環境の違いが生み出す生活様式の諸相について確認できたという（早川 1976: 54）。また沼澤喜市氏が調査中に書き留めた日誌にも陸路での車の「移動」がたびたび描写されており、とくに第二回調査の成果をもとに出版された『ニューギニア・ピグミー探検』（1969）には、現地の人びとの生活描写に加え、舗装されていない道の様子や町や集落までにかかった所要時間や距離、ぬかるみにはまったアクシデント、さらには悪路のものともしないススターによる運転の様子など、ニューギニア高地へ移動する際の道路状況や車の描写に紙幅が割かれている（沼澤 1969: 37-42）。ランドクルーザーが調査の足としてだけでなく、調査地域の全体像を「知る」ためのツールとして不可欠であったことがうかがえる。

一方、当時、トヨタ自販にとっても海外学術調査団へのランドクルーザーの貸与・提供は重要な意味をもっていた。その点がトヨタ自販の社史に書かれている（トヨタ自動車販売株式会社社史編集委員会編 1970: 209-247）。具体的にトヨタ自販は、1950 年代後半から 1960 年代前半にかけて、自動車が 대중に浸透し国内市場が拡大しつつあったこと、輸出振興策に政府が着手したことを背景に、国内外へのプロモーションに力を入れるようになった。そのプロモーションのひとつが海外学術調査団への車の貸与・提供であった（注 2）。1956 年の東京大学イラン・イラク遺跡調査団や 1958 年の東京大学アンデス地帯学術調査団へのランドクルーザーの提供をはじめ、他の海外学術調査団へも同様に車両を提供したという。当時、海外学術調査団は、新聞、テレビ、映画、その他出版物などのマスメディアと協力しながら調査を進めていたことから、その活動は大々的に報道され世間から注目を集めていた。トヨタ自販は、そのような海外学術調査団に対する報道を通じて「トヨタ」の知名度やブランドイメージを向上させるねらいをもっていた。

また当時、トヨタ車のなかで欧米諸国の車メーカーに対して、性能と価格において唯一対抗できる車種がランドクルーザーであった（注 3）。そのため、海外市場を開拓するうえで海外学術調査団にランドクルーザーを貸与・提供するメリットは大きかったといえる。事実、東京大学アンデス地帯学術調査団による調査では、トヨタ自販が期待したように提供したランドクルーザーが活躍し、中南米におけるトヨタの知名度を高め、それまで確固たる市場を確立していたアメリカのウィリス社のジープを圧倒した。その結果、ランドクルーザーは山岳地帯の「道なき道」に適した車としての評価を得て中南米諸国への浸透していった。

「東ニューギニア学術調査団」へのランドクルーザーの貸与についても、国内外におけるトヨタ車の知名度を向上させるねらいがあったと考えられる。当時、調査団は、中日新聞や中京テレビなどの地元マスメディアに大々的に取り上げられていたこともあり、それらの報道を通じて少しでもトヨタ車が国内あるいはニューギニアで認知されるよう広報する意図があったと推察する。また調査団に対して調査中の車の稼働状況について報告する依頼の資料もみられることから、当時のニューギニア高地の悪路でランドクルーザーがどの程度機能するのか、ニューギニアの環境での走行情報を収集できる期待も少なからずあったのではないかと考える。

今後の課題として、当時のトヨタ自販の社内報を調べ、調査団で使用されたランドクルーザーがトヨタ自販にとってどのような意味をもっていたのか検討し、調査団とトヨタ自販との関係についてより深く掘り下げていきたいと考えている。



写真1 東ニューギニア学術調査団自動車貸与式
(画像提供：南山学園 南山アーカイブズ)

註

- 1) ランドクルーザーは、第一回調査では貸与扱いであったが、その後、正式にトヨタ自販より提供された。
- 2) ほかに、コマーシャルや映画でのタイアップ、プロ野球日本シリーズの最高殊勲選手へのトヨタベットの贈呈などのプロモーション活動があった（トヨタ自動車販売株式会社社史編集委員会編 1970: 211）。
- 3) トヨタ・ランドクルーザーは、もともとトヨタ・ジープを改良した車両である。1954年にジープという呼称がアメリカのウィリス社の商標権に抵触したためトヨタ・ランドクルーザーと改称した（トヨタ自動車販売株式会社社史編集委員会編 1970: 238-239）。

参考文献

- トヨタ自動車販売株式会社社史編集委員会編 1970 『モータリゼーションとともに 本編』トヨタ自動車販売。
早川正一 1976 「東ニューギニア高山地域の石器時代・その物質文化による人類学的意味」『えとのす』5: 53-60。
沼沢喜市 1969 『ニューギニア・ピグミー探検』大陸書房。

沼澤喜市資料の紹介と展望：「北設楽郡、北安曇郡住居間取り」を中心に

山本高之（南山大学大学院 人間文化研究科人類学専攻 博士前期課程）

筆者は、2023年度から2024年度までの2年間、沼澤喜市資料整理プロジェクト（以下、本プロジェクト）に携わった。本エッセイでは、筆者が実際に手に取りスキャンした資料の中から、「北設楽郡、北安曇郡住居間取り」と名付けられた資料（資料番号121、以下、本資料）を取り上げ、これを紹介する。

本資料は、北設楽郡（現在の行政区画でいえば、愛知県北設楽郡設楽町、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊根村にまたがる地域）と、北安曇郡（現在の行政区画でいえば、長野県北安曇郡池田町、北安曇郡小谷村、北安曇郡白馬村、北安曇郡松川村にまたがる地域）両地域における、住宅の見取り図である。「Scrap Book」と題されたノートに、43枚の見取り図（うち北設楽郡24枚、北安曇郡19枚）が貼り付けられている。

各見取り図には、「土間」「茶の間」「物置」「イロリ」といった各空間の名称、各空間の広さ（書かれていないばあいもある）、その住宅の住所、家主と思しき人物の名前などが書き込まれている（注1）。なお、これらの住居の見取り図がいつごろ書かれたものかは不明である。

本資料について、筆者が興味深いと感じた点を紹介する。すなわち、北設楽郡の住居見取り図と北安曇郡のそれを比較した際の、描き方の違いである。前者の北設楽郡のものにおいては、建物の外壁は黒色の細い直線で表現されており、また、柱があると思われる場所に「○」印が書き込まれている。大黒柱については、太い四角形で表現されるとともに、大黒柱という文字が書き込まれている（図1）。

その一方で、後者の北安曇郡の住居見取り図については、建物の外壁が黒色の太い直線で表現されている。また、1枚の見取り図を除いて、柱の位置は一切描き込まれていない。さらに、北設楽郡の住居見取り図では「便所」と表現されていた空間が、一貫して「W.C.」という表記になっていることもわかる（図2）。

これらの違いは、一体何に由来するものなのだろうか。本資料の制作年等が不明なため断定はできないものの、たとえば、①同一の見取り図のスタイルを適用できないほど、両地域の家屋に構造上の違いがあった、②沼澤自身の興味・関心が変化した、③この見取り図が、沼澤も含めた複数の人物（たとえば助手など）によって描かれた、といった可能性を指摘できるだろう。このように、本資料にさまざまな観点から検討を加えることで、本資料の有する学術的／歴史的価値がより高まると筆者は考える。

ところで、本プロジェクトが対象とする史資料を便宜的にジャンル分けすれば、①ニューギニアにかかわるもの、②日本にかかわるもの、のふたつにまとめることができるだろう。前者の例としては、ニューギニアとビスマルク諸島の民族分布にかんする地図（資料番号124）が、後者の例としては、筆者が本エッセイで取り上げた資料が、それぞれある。このように、沼澤の調査対象地が地理的に離れた日本とニューギニアにまたがっているということも、筆者の興味を引いた。山田隆治は、沼澤のもつ「基本的問題の一つ」が呪術と宗教の関係性だと述べるが（山田1980:85）、こうした関心がいわば通奏低音となり、沼澤に日本とニューギニアを調査地として選択させたのかもしれない。

このように、沼澤の人生を貫くキーワードを抽出し——この作業は、研究者として、聖職者として、学長としてなど、複数の視点からおこなうことができよう——、それに基づいて史資料に背景情報を付加し、史資料どうしを関連づけていくことは、沼澤の研究成果、ひいては沼澤喜市という一個人をより深く理解し、あるいは（再）評価することにつながるのではないか。史資料のデジタルデータ化を進める本プロジェクトは、その第一段階といえよう。筆者も（博士前期課程の修了までという限られた時間ではあるが）、引きつづき積極的にこれに参画していきたい。

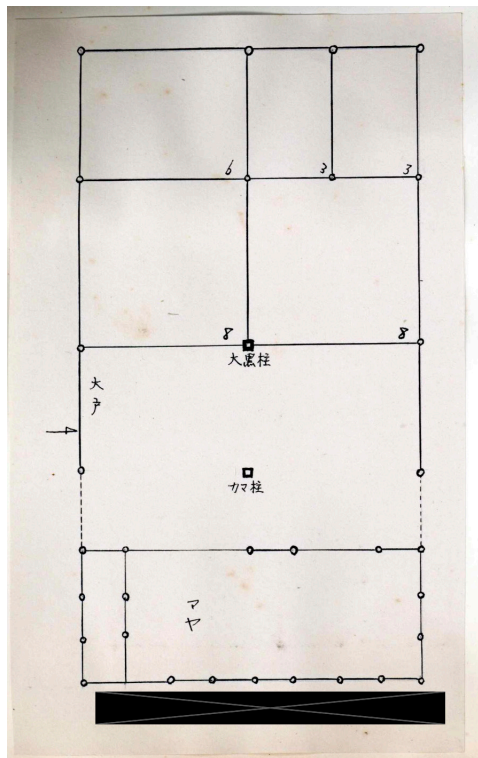


図1：北設楽郡のある住宅の間取り図
(個人情報が含まれる部分に墨消し加工を施している)

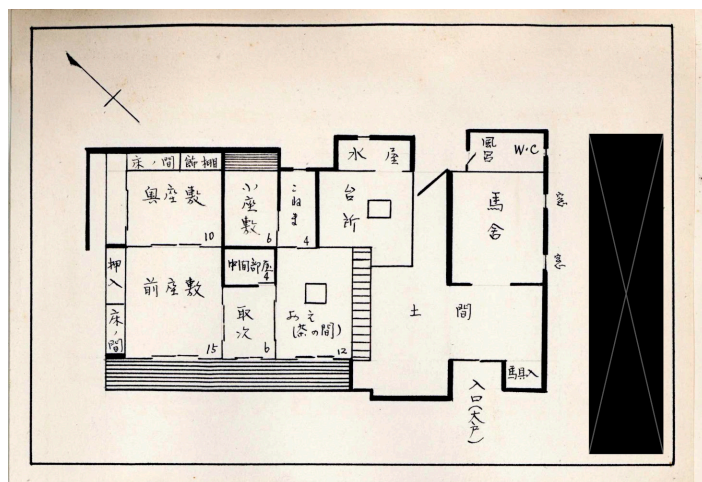


図2：北安曇郡のある住宅の間取り図
(個人情報が含まれる部分に墨消し加工を施している)

註

- 1) 本エッセイの執筆にあたっては、個人情報が含まれている部分を黒塗りに加工した上で、見取り図を掲載している。

参考文献

山田隆治 1980 「沼沢喜市先生を偲ぶ」『民族学研究』45(1): 84-86.

沼澤資料整理作業を通して：キリスト者として、人類学者として

中村 結友 (南山大学大学院 人間文化研究科人類学専攻 博士前期課程)

私が沼澤喜市資料整理プロジェクトに参加したのは2024年4月だった。2025年5月現在、全48箱中19箱分のデジタル化の作業が完了し、今は箱番号20番以降を大学院生3人で分担して作業しているところである。

沼澤資料を初めて見た時は、手書きの原稿の大変さを実感した。沼澤喜市と印字された200字詰めの特注の原稿用紙などに、余白部分にまではみ出すほど何度も推敲の跡が見られ、研究者としてのこだわりと熱意を感じた。

私たちが行っている作業は、人類学専攻の先輩たちが作成した目録一覧を参照しながら、資料の内容やタイトルが目録と一致しているかどうかを確認しつつスキャナーでデジタル化を行うことである。タイトルや内容は多岐に渡るものであった。沼澤氏は、同じく神言会の神父であり人類学者でもあったW. シュミットの影響を受けていたので、文化伝播論的な内容の原稿が散見された。

たとえば「日本神話における志那の影響」という題目の草稿では、日本神話には志那の影響が見て取れることをあげたうえで、さらにインドシナやインドネシアの影響がある可能性について指摘している。ただ、未完成の草稿であるため内容が中断しており、インドシナから受けた影響についての具体例や詳細な論述を書くに至っていない。しかしこの草稿の内容は、沼澤氏が著した論文「南方系文化としての神話」(沼澤 1977: 11-14) や同氏の単著である *Die Weltanfänge in der japanischen Mythologie* (『日本に於ける宇宙の生成』) (Numazawa 1946) に通ずるものがある (松本 1950: 61-63)。

また、沼澤氏は人類学者であるだけでなく神父でもあったため、沼澤資料の中には日本やニューギニアの神話や呪術といった宗教的な資料だけでなく、キリスト教や哲学についての資料も散見される。私自身、エチオピアのキリスト教を研究テーマとしているため、宗教に関する資料に興味を覚えた。

たとえば、中日新聞で連載されていたエッセイ「ともしび」の中には、マルクスの「宗教は民衆の阿片である」という言葉に異を唱えるものがある。また「幸いなるかな…」(マテオ 5-3) から始まるエッセイでは、人間にとっての幸福とは何かというテーマを掘り下げている。このテーマは、いくつかのエッセイで繰り返し取り上げられており、キリスト者としての沼澤氏の一面をうかがわせる。

またそのほかにも、日本の仏教や文学にも造詣が深い沼澤氏の一面が表れているものもある。たとえば、方丈記、良寛、夏目漱石の言葉を引用して、常識と自我のジレンマというキーワードから彼自身の創作への考えを展開しているものがある。さらに「自然の人」と題したエッセイでは、良寛の自然への愛や子供への眼差しが、イエス・キリストの持つ自然や子供への愛と類似していることを述べている。

沼澤氏の資料の中には原稿だけでなく、講義資料、新聞の切り抜き、写真、手紙、日記などの様々な形式の資料が存在している。これらの資料が、今後の沼澤氏に関する研究や人類学研究所における沼澤氏の足跡を明らかにする一助になれば幸いである。

参考文献

Numazawa Franz Kiichi. 1946 *Die Weltanfänge in der japanischen Mythologie*, *Internationale Schriftenreihe für soziale und politische Wissenschaften*, Ethnologische Reihe, Band II, Libr. du Recueil Sirey

沼澤喜市 1977 「南方系文化としての神話」伊藤清司・大林太良編『日本神話研究 2』pp.11-17 学宝社

松本信廣 1950 「書評 沼澤喜市著「日本神話に於ける宇宙の生成」」『民族学研究』15巻1号 pp. 61-64 日本人類学会

2024 年度公開シンポジウムと講演会報告

張 雅（人類学研究所・プロジェクト研究員）

南山大学人類学研究所国際化推進事業（第5期）は、「なりわいと移動の人類学：中華圏の研究者との協同から」を主題に掲げ、2024年に最終年度を迎えた。これまでに講演会や国内シンポジウムを開催し、さまざまな交流を促進してきたが、その取りまとめとして、国内外の研究者を招いた国際シンポジウムの開催が本事業のミッションであった。また、3年間にわたって先生方の多大なご協力のもと積み重ねてきた研究成果を総括し、論集として出版することも目標のひとつであった。

その一環として、2024年7月20日、「中国におけるプーアル茶の流通史と消費の現状」と題する国際シンポジウムを開催した。この企画を立ち上げたきっかけは、2023年12月に、私が南方科技大学を訪問して国際シンポジウムについて打ち合わせを行った際に、張静紅氏のご厚意を賜り、授業を傍聴させていただいたことである。張静紅氏のお茶に関する研究についての話を興味深く拝聴し、南山大学でご講演いただけないかと打診した。また、お茶の栽培をめぐる雲南の漢人の活動を研究なさっている歴史研究の専門家である西川和孝氏からもご講演の快諾をいただいたおかげで、当日のシンポジウムを開催に至った。このシンポジウムでは、主として中国国内におけるプーアル茶の生産および流通の動態に着目した。歴史的視座および実地調査に基づき、清代から現代に至る各時代において、プーアル茶がいかなる政治的・社会的文脈のもとで変容し、それが地域住民の経済状況や生活様式にいかなる影響を及ぼしてきたのかを、多角的に考察したものとなった。キャンパスの教室には学生を中心に約34名、オンラインでは約24名、合計58名ほどの参加があった。

西川和孝氏のご報告では、18世紀後半、大きな経済的利益をもたらすプーアル茶の栽培がために石屏漢人は周辺の茶山に入り込み、貢茶の最大の担い手になったことが指摘された。彼らはプーアル茶の栽培、運搬、また必要なインフラの整備などの活動によって、山地民に茶の栽培技術を移転し、現地社会で会館を作って勢力を拡大したことが明らかにされた。張静紅氏のご発表では、プーアル茶が熟成されることで価値が高まるという消費傾向の背後には、生産地から消費地へと流通する過程の中で、消費地の人々の嗜好や習慣に応じて茶の意味や価値が再解釈・再定義されていくというプロセスが存在することが示された。中国の雲南省はプーアル茶の栽培に適する気候や土壌などを有することで、宮廷に献納する貢茶の生産やチベットの少数民族に供出する茶の生産などが行われており、古くから高い水準のプーアル茶の栽培技術が保たれて、歴史的な役割を果たしてきた。西川和孝氏と張静紅氏の雲南省のプーアル茶の流通を中心とした研究の共通点としては、茶の移動をめぐる漢人移民と山地民、また台湾の茶商と雲南の茶商との相互的な交渉とダイナミックな力関係の変動に注目されていることが挙げられる。プーアル茶の生産によって背景の異なる人々が雲南省に集まり、共にプーアル茶文化の構築に参加しながら、茶の価値の変化に伴って生じる新たな動態にも柔軟に適応しながら、戦略を練ってその生産を究めさせていく姿が浮かび上がってくる。

また、2024年11月23日（土）に北海道大学の藤野陽平氏を講師としてお迎えし、「越境者のEコマースを用いた購買行動から考える新しい領土」と題する講演会を開催した。藤野陽平氏は2023年10月から2024年3月まで台湾の国立政治大学に滞在していた頃のエスノグラフィ調査の詳細に基づき、Eコマースという商品販売のビジネスモデルの浸透に伴いボーダーレス化が進行する中で、台湾在住の日本人が日本の商品を購入する実際の体験を事例として取り上げた。情報アクセスや配送時間、料金、言語の壁、地理的な距離などの具体的な要素を分析することで、新しい統治のシステムによる領土の定義、境界などが再考された。藤野陽平氏のご講演では、技術の発展とともに立ち上がってきたバーチャル空間という新たな「領土」に注目し、Eコマースの発展によって物理的な距離を超えて商品が届くように見えながらも、実際には国境を越えなければ利用できないサービスが存在するという現象が明らかになった。また、人間の消費活動がいかにサイバー空間におけるアルゴリズムによる統治の下で行われ、同時に消費者がいかに主体的に取捨選択を行っているのかという示唆的な考察も行われた。

2024年は、南山大学人類学研究所国際化推進事業（第5期）の最終年度であった。本年度は、これまでに開催されたシンポジウムや講演会の内容を取りまとめ、『人類学研究所研究論集 なりわいと移動の人類学：中華圏の研究者との協同から』第13号として刊行した。3年間に渡り、宮脇千絵、張玉玲、藤川美代子の3氏と2週間ごとにミーティングを行い、シンポジウムや講演会の企画についての話し合いを重ね、また『人類学研究所研究論集 なりわいと移動の人類学：中華圏

の研究者との協同から』第13号の編集作業を行ってきた。さらに、シンポジウムや講演会に登壇された先生方にはご発表いただき、論集へのご寄稿という形で多大なご尽力を賜った。諸氏から多大な力添え頂いたおかげで、3年間にわたる国際化推進事業を無事に締めくくることができた。3年間、南山大学人類学研究所という多元的かつ包容力のある環境の中で活動できたことは、私にとって非常に貴重な経験となった。今後とも、これまで築いてきたご縁を大切にしたいと思っている。この場を借りて、本事業に関わってくださったすべての関係者の皆様に、心より感謝の意を表する。

小川尚義資料のデジタル化作業について

宮脇千絵（人類学研究所・第一種研究員）

活動余話

人類学研究所（以下、人類研）では2023～24年度に、小川資料のデジタル化を行なった。ここで小川資料と呼んでいるのは、言語学者・小川尚義氏（1869-1947）の残したフィールドノート類である。小川氏は1896年に帝国大学文科大学博言学科を卒業後、台湾総督府学務部に勤務、台湾語および台湾原住民諸語について研究を行った第一人者である。

小川氏の没後、彼の残した資料の所在が不明になっていた。ところが1997年、人類研の倉庫で不明の段ボール箱が見つかり、当時の所長であったクネヒト・ペトロ氏が確認したところ、台湾原住民諸語の資料であった。クネヒト氏は最初、1958～69年に人類学研究所に在籍していた浅井恵倫氏（1895-1969）のものだと考えたようだ（李2000:3）。人類研の図書室に保存されている、1998年5月2日にクネヒト氏から大林太良氏（当時、東京大学教授）に宛てた手紙（複写）には次のようにある。

「先日極めて関心深い資料を発見しました。（略）浅井恵倫師が残した台湾原住民の言語調査のノートです。ミカン箱三コ位の量があります。まだ詳しく調べておりませんが、この資料を見た時に先ず生田滋先生（筆者注：土田の間違い）のことを思い浮かべました。生田先生に見てもらって、その扱い方について相談してみたいと思っておりますが、そういうことは可能でしょうか。」

1999年6月25日～27日、土田滋氏（当時、東京大学名誉教授／台湾・順益台湾原住民博物館館長）が、東京外国語大AA研の資料調査のために来日していた李壬癸氏（当時、台湾・中央研究院語言研究所所長）を伴って来所した。調査の結果、それらが小川氏の残した資料であることが判明した。浅井氏が、小川氏の後任として勤務していた台北帝国大学言語学研究室から持ち帰ったものの一部とされる（落合2018:3）。土田氏は生前の浅井氏に資料の行方について訊ねていたが、「まだ公表する時期ではない」と言われただけであった（李2000:3）。

小川氏の没後半世紀近く、そして浅井氏の没後30年を経て、ほぼ手つかずの状態で見発見されたのである。

これらは、2000年に李氏による1週間の再調査が行われたのち（李2001:10）、浅井氏からの寄贈資料として人類研図書室に所蔵された。

2023年5月になり、李氏からクネヒト氏に、小川資料について尋ねるメールが送られた。話は当時の所長・渡部森哉氏に引き継がれ、李氏から資料を台湾・国家図書館（National Central Library）に寄贈してほしいという打診がなされた。AA研が所有していた小川・浅井・土田諸氏の台湾諸語に関する資料はすでにデジタル化され、寄贈される予定であるという。渡部氏はこれに快諾した（以上、3氏の間でやり取りされたメールより）。

人類研では業者にスキャニング作業を依頼し、2023～24年度にデジタル化の作業を行なった。近々、人類研図書室からの除籍の手続きを行なったのち、オリジナル資料を台湾へ寄贈する。またデジタル・データも公開に向けて準備を進めていく。小川資料の内容は李（2000; 2001）に詳しいが、日本統治時代に日本人学者として台湾原住民の言語研究の礎を築いた小川氏の手書きの資料が、今後台湾にて保存・活用されていくことを期待する。

参照資料

落合いずみ 2018『台湾フィールド言語学—浅井恵倫の調査資料から—』東京外国語大学付属図書館。

李壬癸 2000「南山大学所蔵・小川尚義による台湾原住民諸語資料」『人類学研究所通信』8:2-7、土田滋（訳）。

2001「南山大学所蔵・小川尚義による台湾原住民諸語資料（訂正と追加）」『人類学研究所通信』9:10-14。

第1回公開シンポジウム

「天文学と人類学の融合・第4回公開シンポジウム 日本と周辺地域における暦研究の現状と展望」
(南山大学研究所連携公開シンポジウム)



日時: 2024 年 5 月 19 日 (日) 10:00 ~ 16:30
会場: 南山大学 Q103 教室
主催: 南山大学人類学研究所
南山宗教文化研究所
共催: 科研基盤研究 A「天体景観への認知と祭祀および暦の生成に関わる考古天文学の展開」(2023-2026 北條芳隆代表)

- プログラム:
- ・「挨拶」 北條芳隆 (東海大学・教授)
 - ・「趣旨説明」 後藤明 (人類学研究所・特任研究員)
 - ・第 1 部 日本研究より 司会: 田中禎昭 (専修大学・教授)
 - ・「圧倒的な放射性炭素年代測定に基づく人間の年代感覚の復元と天文考古学への応用へ向けて: 唐古・鍵遺跡の事例から」 白石哲也 (山形大学・准教授)
 - ・「遺構と遺物からみた弥生文化の暦」 北條芳隆
 - ・「日本における外国暦法導入の問題について」 細井浩志 (活水女子大学・教授)
 - ・「天文史料データベースと古代の暦」 永島朋子 (専修大学)
 - ・「近世の伊勢暦と農業」 林淳 (愛知学院大学・教授)
 - ・第 1 部の質疑応答

- ・第 2 部 比較の視点 司会: 吉田二美 (産業医科大学・准教授)
- ・「バリ島の暦」 野澤暁子 (名古屋大学・共同研究員)
- ・「フローレス島エンデの暦」 Flady F. F. Abubakar Pae (名古屋大学)
- ・「太平洋の天の川」 後藤明
- ・「太陽系比較暦学入門」 高田裕行 (国立天文台・専門研究職員)
- ・第 2 部の質疑応答
- ・総合討論

第2回公開シンポジウム

「中国におけるプーアル茶の流通史と消費の現状」
(国際化推進事業「なりわいと移動の人類学: 中国圏の研究者との共同から」関連企画)



日時: 2024 年 7 月 20 日 (土) 14:00 ~ 17:00
会場: 南山大学 G23 教室・Zoom (オンライン)
主催: 南山大学人類学研究所

- プログラム:
- ・開会挨拶
 - ・「趣旨説明」 張雅 (南山大学人類学研究所・プロジェクト研究員)
 - ・「清代民国初期のプーアル茶の栽培と流通について」 西川和孝 (明治大学・准教授)
 - ・「越陳越香の發明: 普洱茶在中國雲南和大珠三角之間的流動 (茶を熟成させるという發明: 中國雲南省と珠江デルタ地域で流通するプーアル茶)」 張靜紅 (南方科技大学・准教授) (通訳: 袁夢)
 - ・「コメント」 王曉葵 (南方科技大学・教授)
 - ・質疑応答
 - ・閉会の辞



活動報告・公開講演会

第1回公開講演会

「越境者のEコマースを用いた購買行動から考える新しい領土」(国際化推進事業「なりわいと移動の人類学：中華圏の研究者との協同から」関連企画「現代中国におけるECサイトの拡大ーひと・もの・情報の移動の新たな展開」シリーズ No.2)

越境者のEコマースを用いた購買行動から考える新しい領土

日時: 2024年11月23日(土) 15:00 ~ 17:15

会場: 南山大学 S65 教室・Zoom (オンライン)

主催: 南山大学人類学研究所

申込: 南山大学人類学研究所

プログラム

15:00~15:15 趣旨説明 張雅(南山大学人類学研究所・プロジェクト研究員)

15:15~16:15 「越境者のEコマースを用いた購買行動から考える新しい領土」 藤野陽平(北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院 教授)

16:15~16:30 休憩

16:30~16:45 コメント 張玉玲(南山大学人類学研究所・第二種研究員)

16:45~17:15 質疑応答

17:15 閉会

申込・お問い合わせ: 南山大学人類学研究所 事務局

申込料: Hybrid

日時: 2024年11月23日(土) 15:00 ~ 17:15
会場: 南山大学 S65 教室・Zoom (オンライン)
主催: 南山大学人類学研究所

講演者: 藤野陽平(北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院 教授)
コメンテーター: 張玉玲(人類学研究所・第二種研究員)

司会: 宮脇千絵(人類学研究所・第一種研究員)

プログラム:

- ・「趣旨説明」張雅(人類学研究所・プロジェクト研究員)
- ・「越境者のEコマースを用いた購買行動から考える新しい領土」藤野陽平
- ・「コメント」張玉玲
- ・質疑応答



第2回公開講演会

「先住民族の尊厳をいかに守るのか：台湾と日本の事例から」

日時: 2025年1月7日(火) 9:10 ~ 10:50
会場: 南山大学 G27 教室
主催: 南山大学人類学研究所

講演者: 吳松旆(国立アイヌ民族博物館・アソシエイトフェロー)

司会: 藤川美代子(人類学研究所・第二種研究員)

使用言語: 日本語

プログラム:

- ・「先住民族の尊厳をいかに守るのか：台湾と日本の事例から」吳松旆
- ・質疑応答



第1回懇話会

「合評会：坂井信三（著）『異なる者の出会いと共存—西アフリカ・ムスリムの人類学的聖者伝』を読み、語る」

日時：2025年10月19日（土）15:00~17:00

会場：南山大学人類学研究所1階会議室

主催：南山大学人類学研究所

共催：科学研究費助成事業・基盤（B）「『北部アフリカ』におけるイスラーム的知識の生成・共有と社会変革の論理」研究班（研究代表者：齋藤剛）

司会：吉田竹也（人類学研究所・第二種研究所員）

プログラム：

- ・「趣旨説明」 中尾世治（京都大学大学院・准教授）
- ・「自著について」 坂井信三（南山大学・名誉教授）
- ・「コメント1」 中尾世治
- ・「コメント2」 齋藤剛（神戸大学大学院・教授）
- ・総合討論



人類研シンポジウムが引き合わせてくれたご縁

藤川美代子（人類学研究所・第二種研究所員）

『王崧興『亀山島』と漢人社会研究：翻訳・論考・資料』（風響社）が2024年5月に上梓されてから1か月ほど経ったところ、「人類研に王崧興先生の息子さんからメールが届いている」との知らせを受けた。「父の論文の日本語版が出版されることを知り、大変驚きました。感謝の気持ちをお伝えしたいと思いメールしました」という内容で、1967年に台湾中央研究院民族学研究所から出版された『亀山島』の版權者を探していた私たちにとって、思いがけず嬉しい連絡だった。急いで編訳者一同に伝えたところ、川瀬由高さん（江戸川大学）が代表してご子息（王義正さん）にご挨拶するということになり、義正さんのご案内で埼玉にある王先生の墓前に手を合わせる事ができた。

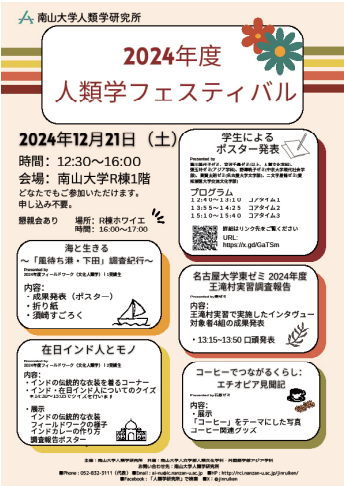
義正さんのお話では、ご親戚が2023年12月26日に人類研で行われたシンポジウム「王崧興『亀山島』と漢人社会研究」のチラシを見かけられ、義正さんに出版の情報が伝わったとのことだった。2025年2月28日には、義正さんとそのご子息と編訳者一同でともに亀山島に赴いたほか、宜蘭県の蘭陽博物館のシンポジウム「重新閱讀『亀山島』——五十年後、跟著王崧興一起穿越（『亀山島』を読み直す——50年後のいま、あの頃を王崧興とともに振り返る）」に登壇する機会も得た。

活動余話

さらに、日本語の編訳書に掲載された論考編がおもしろいというので、義正さんの許可のもと、現在は蘭陽博物館でこれを台湾で翻訳し、出版する作業が進められている。台湾で生まれ育った第一世代のネイティブ人類学者だった王先生が日本と深い関わりをもちつづけたように、王先生の民族誌『亀山島』は現在も台湾と日本の間をつないでくれている。



王義正さんにご子息、編訳者一同（宜蘭県頭城鎮大溪里の民宿にて）



日時：2024 年 12 月 21 日（土）12:30～16:00
会場：南山大学 R 棟 1 階（ホワイエ、応接室、会議室）
主催：南山大学人類学研究所
共催：南山大学人文学部人類文化学科・外国語学部アジア学科

1. 学生の研究発表
Presented by
藤川美代子ゼミ、宮沢千尋ゼミ
（以上、南山大学人文学部人類文化学科）
張玉玲ゼミ（南山大学外国語学部アジア学科）
野澤暁子ゼミ（中京大学現代社会学部）
東賢太郎ゼミ（名古屋大学文学部）
二文字屋脩ゼミ（愛知淑徳大学交流文化学部）

2. 海と生きる～「風待ち港・下田」調査紀行～
Presented by 2024 年度フィールドワーク（文化人類学）Ⅰ 受講生

- 〈内容〉
1. ポスターによる調査報告
2. 折り紙
3. 須崎すごろく

3. 在日インド人とモノ
Presented by 2024 年度フィールドワーク（文化人類学）Ⅱ 受講生

- 〈イベント〉
1. インドの伝統的な衣装（サリーと Dhoti）を着るコーナー
2. インド・在日インド人についてのクイズ

- 〈展示〉
1. 調査報告（ポスター）
2. フィールドワーク調査の様子
3. インドカレーの作り方
4. インド伝統衣装



4. 2024 年度王滝村実習調査報告
Presented by 名古屋大学東ゼミ
〈内容〉
王滝村実習で実施したインタビュー対象者 4 組の成果発表

5. コーヒーでつながる暮らし：エチオピア見聞記
Presented by 石原美奈子ゼミ
〈内容〉
「コーヒー」をテーマに写真やモノ（コーヒー関連グッズ）を中心とした展示

● 二文字屋ゼミ（愛知淑徳大学現代社会学部）

「新しいものが見える！」。人類学フェスに参加した1番の感想はこれです。フェスでは多くの学生の研究や論文を読んだり、それについてディスカッションしたりする事ができます。彼らの研究の内容は本当に多種多様です。境界知能や沖縄民族、忍者についての研究。加えてコーヒーやブラックバイトなど身近かつ馴染みのある話題についての研究など各々の個性が生きたものが多いです。VUCAで多様な現代社会を生きる若者だからこそそのテーマ選定の自由さであると思います。テーマについて知ったり、ディスカッションしたりしてさらに自分の視野を広げる事ができました。そんな視野の広がる「人類学フェス」にぜひとも参加してみてください。視野の広さが求められる現代において必ず訪れる価値はあるでしょう。

（桑山紅葉・3年）

● 東ゼミ（名古屋大学文学部）

今回の人類学フェスを通して、一番印象に残ったことは参加している方々の熱意です。個人ポスターは皆それぞれ個性が溢れ、既に調査を始めている人も多く自分も頑張らなければと感じました。自分のポスター発表は、「法人類学」という少しニッチなテーマでしたが10人強の方に聴いて頂き、院生の方や他大学の教授から建設的な質問・意見を頂きとても有意義な発表になりました。また、王滝村調査実習の発表では休憩時間にもかかわらず数人の方が熱心に聴いてくださり、やはり熱意の高さを感じました。来年も参加させていただければ、より聞く人に興味を持ってもらえる発表ができるよう精進したいと思います。

（伊奈翼・3年）

今回の人類学フェスでは、個人としては沖縄音楽の多様性について、東ゼミとしては王滝村でのフィールドワークについて発表させて頂きました。個人発表では他大学の学生から意見や感想を貰い、いつもとは異なった角度から問題を捉え直し、自分の研究を見つめ直す良い機会となりました。また、同世代の熱意を肌で感じ、より精進していきたいと感じました。ゼミ発表では発表時間の変更があったにも関わらず、熱心に聞いてくださった方々がおり、とても感激しました。私たちの王滝村での調査が、聴衆の方の刺激になったり、新しい知見への手助けとなったら幸いです。今回の経験をいかして、研究概要を端的に伝える話力や、理解しやすいポスターの構成など、さらなる高みを目指していきたいです。

（宮地里歩・3年）

● 「在日インド人とモノ」

私の所属するゼミでは、2024年夏に行った在日インド人を対象とした調査の様子をまとめたホワイトボードの展示やインドの伝統的な衣装を着る体験、インドで使われている日用品の展示、インド・在日インド人についてのクイズ大会などを行った。準備の段階ではこのイベントを自身の調査の成果を発表する場だと考えていたが、実際に参加をしてみると他のゼミの学生から他大学の学生まで多くの学生との交流の中で新たな知識や視点を得ることも多く、自身の知見を広げる貴重な機会になったと感じている。今後も様々な物事に広く関心を向け、自分の知らないことを知ろう・学ぼうとする姿勢を大切にしていきたい。

（玉木里乙奈・2年）

私たちのゼミは、2024年8月に約1週間東京で行ったフィールドワークの写真やインドの伝統衣装、食器、楽器などを展示したり、インドに関するクイズ大会、インドの伝統衣装の試着会を行いました。人類文化学科以外の南山学生や他大学から来られた方々にも私たちの研究内容やインドの魅力を伝えることができ、とても嬉しかったです。特にインドの伝統衣装の試着会はとても好評で、多くの方が実際にインドの伝統衣装を試着して、写真を撮ったりして楽しんでくださいました。自分自身も他の学生の研究内容を聴き、研究内容は全く違いますが、研究に対する熱意や研究方法など参考になる点が多くあったため、とても良い機会になりました。

（杉江真衣・2年）



「在日インド人とモノ」の展示コーナー



多くの学生が参加した「在日インド人とモノ」クイズ



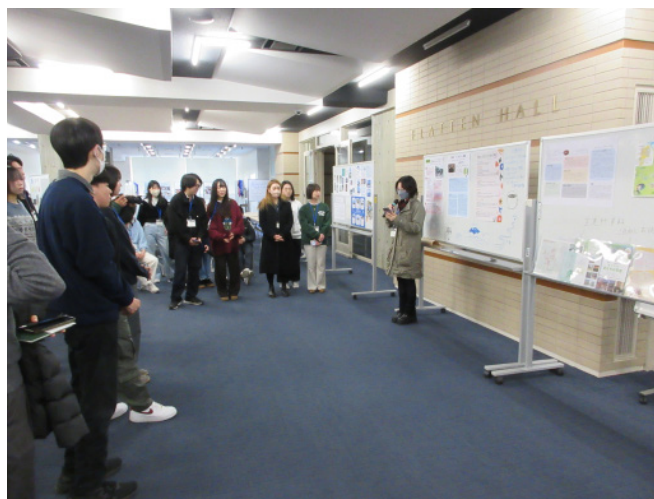
学生によるポスター発表



「海と生きる」の折り紙やすごろくで盛りあがる



「コーヒーでつながる暮らし」の写真展示



名古屋大学東ゼミによる王滝村実習調査報告

活動報告・共催企画

共催

EES 神戸「住まいとライフスタイル」公開研究会「人びとの移動と生活・儀礼祭祀の実践の変容」

日時：2024年9月24日（水）14:00～17:00
会場：南山大学人類学研究所 2 階会議室・Zoom（オンライン）
主催：東ユーラシア研究プロジェクト（EES）
神戸大学国際文化学研究推進インスティテュート拠点
共催：南山大学人類学研究所

プログラム:3

- ・「ご挨拶」野上恵美（武庫川女子大学・准教授）
- ・研究発表1「ネパール、古都パタンにおける若者の海外出稼ぎによる家族・コミュニティの生活・儀礼祭祀の変容と女性自助組織の果たす新たな役割」竹内愛（人類学研究所・プロジェクト研究員）
- ・事実確認の質疑応答
- ・研究発表2「在日朝鮮人の国境を跨いだ親族関係一人びとの移動と墓を巡る問題に着目して」竹田響（京都大学）
- ・事実確認の質疑応答
- ・「研究発表1と2に対するリプライ」前野清太郎（金沢大学・特任助教）
- ・総合討論



共催

「一般社団法人日本民俗建築学会第29回シンポジウム「住まう」空間を求めてー暮らしの場の確保と変容を探究するー」



日時：2024年10月26日（土）13:30～16:30
会場：南山大学 R 棟 1 階フラッテンホール
主催：一般社団法人日本民俗建築学会
共催：南山大学人類学研究所

プログラム:

- ・「趣旨説明」谷沢明（愛知淑徳大学・名誉教授）
- ・パネリスト報告
- ・「水上と陸上に住まう術ー中国福建の河と海に生きる連家船漁民の生活史ー」藤川美代子（人類学研究所・第二種研究員）
- ・「在日朝鮮人集住地区の暮らしと住まいーエスニック社会と資本の役割に着目してー」福本拓（南山大学人文学部日本文化学科・教授）
- ・「暮らしを築く場としての小屋ー新潟県海辺を事例にー」池田孝博（柏崎市立博物館・学芸員）
- ・パネルディスカッション
藤川美代子、福本拓、池田孝博

総司会：林哲志（愛知県立成章高等学校・教諭）



活動報告・共催企画

共催

ギャラリートーク「海と空の人類学」



日時：2025 年 3 月 22 日 (土) 14:00 ~15:30

会場：南山大学人類学博物館

主催：南山大学人類学博物館

共催：南山大学人類学研究所

プログラム

- ・ギャラリートーク 後藤明（人類学研究所・特任研究員）
- ・参加者との質疑応答

司会：高柳ふみ（人類学研究所・第一種研究員）



共催

EES 神戸「なりわいとグローバル経済」公開研究会

日時：2025 年 3 月 30 日 (日) 14:00~17:00

会場：南山大学人類学研究所 2 階会議室・Zoom (オンライン)

主催：東ユーラシア研究プロジェクト (EES) 神戸大学国際文化学研究推進インスティテュート拠点

共催：南山大学人類学研究所

プログラム

- ・「ご挨拶」宮脇千絵（人類学研究所・第一種研究員）
- ・研究発表 1
「家畜皮の行方：原皮生産からみる現代モンゴルのなりわいと畜産業」寺尾萌（東北大学・特任助教）
- ・質疑応答
- ・研究発表 2
「日本における細幅織物・リボン・チロリアンテープの生産と流通」宮脇千絵
- ・質疑応答
- ・全体討論



人類学研究所共同研究（2022～2024年度）

「装いの境界領域に関する人類学的研究」

〔代表〕 宮脇千絵（人類学研究所・第一種研究所員）

2024年度

▶第1回研究会

日時：2024年7月28日（日） 13:30~17:00

場所：Zoom（オンライン）

発表：宮脇千絵（南山大学）「中国ミャオ族の古着を仕分ける一手仕事と民族性」

佐藤若菜（京都女子大学）「民族衣装から汚さが消えるとき：中国ミャオ族に関する展示と書籍の変遷から」

総合討論：全員

▶第2回研究会

日時：2024年8月3日（土） 13:30~16:00

場所：Zoom（オンライン）

発表：謝黎（聖心女子大学）「現代中国ファッションにおける民族的な要素の創造と応用—伝統服／民族服にみる記号的意義」

総合討論：全員

.....

人類学研究所共同研究（2022～2024年度）

「デジタル化が生み出す新たな生／知のあり方—記録・身体・モノ—」

〔代表〕 加藤英明・菅沼文乃・高村美也子（以上、人類学研究所・プロジェクト研究員）

〔とりまとめ〕 石原美奈子（人類学研究所・第二種研究所員）

2024年度

▶第1回研究会

日時：2025年2月26日（水） 15:00~17:00

会場：南山大学人類学研究所2階会議室・Zoom（オンライン）

発表：山口宏美（北陸先端科学技術大学院大学）「重症化予防をめぐる医療現場の多職種協働—情報ツールを媒介とした実践のエスのグラフィ」

大谷かがり（中部大学）「電子化をめぐる看護記録のあり方の変容—X訪問看護ステーションの事例から」

▶第2回研究会

日時：2025年3月15日（土） 13:30~14:45

会場：南山大学人類学研究所2階会議室・Zoom（オンライン）

発表：内尾太一（静岡文化芸術大学）「オンライン地図探索プログラムの構築による人類学的フィールドワークの拡張—災害復興の動態分析」

第一種研究所員

DORMAN, Benjamin

寄稿

Dorman, Benjamin and Harmony DenRonden, “Opportunity and Challenge for Asian Scholars in English-Language Academic Publishing: The Case of Asian Ethnology.” 『人類学研究所通信』 24: 8-10.

Dorman, Benjamin and Paul Capobianco, “Book Reviews in Asian Ethnology: History and Development,” 人類学研究所通信』 24: 11-13.

Dorman, Benjamin, and Frank J. Korom, “Editors’ Note,” Asian Ethnology 83(1):1.

宮脇千絵

編集

『人類学研究所研究論集（なりわいと移動の人類学：中華圏の研究者との協同から）』張雅・宮脇千絵・張玉玲・藤川美代子（編）13。

寄稿

「(フィールドワーカーの布語り、モノがたり第6回) エスニシティを象る装い-中国雲南省のモン衣装の移り変わり」『季刊民族学』188:76-83。

研究会・シンポジウム報告

「中国ミャオ族の古着を仕分ける一手仕事と民族性」人類学研究所共同研究「装いの境界領域に関する人類学的研究」南山大学（オンライン）、2024年7月28日。

「日本における細幅織物・リボン・チロリアンテープの生産と流通」東ユーラシア研究プロジェクト（EES）神戸大学国際文化学研究推進インスティテュート拠点・「なりわいとグローバル経済」公開研究会、南山大学、2025年3月30日。

高柳ふみ

研究会・シンポジウム報告

「ドイツの民族学博物館所蔵のサーミ資料に関する来歴研究 - コニエツコ・コレクションを事例に」中部人類学談話会第271回例会（中部地区研究懇談会）、中部大学、2024年9月28日。

プロジェクト研究員

竹内愛

書評

「書評 伊藤さなえ 2024 『ネパール大震災の民族誌-共同性と市民性が交わる場で災害に対応する-』ナカニシヤ書店」『図書新聞』3663号、第5面、武久出版、2024年11月16日。

研究会・シンポジウム報告

『ネパール、古都パタンにおける若者の海外出稼ぎによる家族・コミュニティの生活・儀礼祭祀の変容と女性自助組織の果たす新たな役割』EES「住まいとライフスタイル」公開研究会、南山大学、2024年9月24日。

講演

「ネパールの女性の伝統的な生き方と新しい活動：『ジェンダー平等』について考えよう」『SDGs講演会』水南小学校、2024年11月28日。

「ネパールでのフィールドワーク」「卒業生の話を聞く会」愛知淑徳中学、2025年2月7日。

菅沼文乃

学会発表

「不安定なつながりを生きる人々について 「か細い」 社会関係の検討」日本文化人類学会第58回研究大会、北海道大学、2024年6月15日。

講演

「高齢社会をどう老いるか 沖縄一人暮らし老年者の老いから考える」京都大学ELP短期講座「人口減少時代 社会のサステナビリティと人々のウェルビーイング」、京都大学、2025年2月14日。

加藤英明

寄稿

「[書籍紹介] 加藤英明著『ひとつとして同じモノがない：トヨタとともに生きる「単品モノ」町工場の民族誌』『民具マンスリー』57(6):19-21。

「沼澤喜市資料整理プロジェクト報告（2023年度）」『人類学研究所通信』24:14-15。

講演

「ひとつとして同じモノがない：トヨタとともに生きる「単品モノ」町工場の民族誌」第49回中小企業研究奨励賞受賞記念講演会、一般財団法人商工総合研究所（オンライン）、2025年3月5日。

CAPOBIANCO, Paul Joseph

寄稿

Dorman, Benjamin and Paul Capobianco, “Book Reviews in Asian Ethnology: History and Development,” 『人類学研究所通信』 24: 11-13.

DENRONDEN, Harmony

寄稿

Dorman, Benjamin and Harmony DenRonden, “Opportunity and Challenge for Asian Scholars in English-Language Academic Publishing: The Case of Asian Ethnology,” 『人類学研究所通信』 24: 8-10.

張雅

論文

「「文明化」の暴力を剔抉する——森三千代の「豹」における改作をめぐる」『跨境 日本語文学研究』 18:155-174。

「1940 年代に南洋へ派遣された女性作家の役割」『人類学研究所研究論集（なりわいと移動の人類学：中華圏の研究者との協同から）』張雅・宮脇千絵・張玉玲・藤川美代子（編）13: 85-97。

編著

「はじめに」『人類学研究所研究論集（なりわいと移動の人類学：中華圏の研究者との協同から）』張雅・宮脇千絵・張玉玲・藤川美代子（編）13: 1-4。

その他（翻訳）

張静紅「若者の「味」——潮州と深圳から見る中国都市部の若者世代の感覚と社会消費の「品位」」『人類学研究所研究論集（なりわいと移動の人類学：中華圏の研究者との協同から）』張雅・宮脇千絵・張玉玲・藤川美代子（編）13: 98-112。

クネヒト・ペトロ氏の蔵書整理について

宮脇千絵（人類学研究所・第一種研究所員）

活動余話

2023 年秋にクネヒト・ペトロ氏から、人類研・第一研究所員のドーマン氏を通じて蔵書の整理に関する相談があった。クネヒト氏は 1996～2002 年に人類研の所長を務められ、2006 年に南山大学を退職された。人類学者であると同時にカトリック神言会の神父でもあり、大学に隣接する神言神学院にお住まいである。氏が長年にわたり収集してきた研究資料や蔵書が、居住部屋、地下倉庫などに分散して保管されており、これらをいずれ人類研図書室や神言会などいくつかの場所に寄贈することを前提として整理、分類したいということであった。

2023 年 10 月にドーマン氏と臨時職員の三宅道子さんが、2024 年 6 月に人類研嘱託職員の岡村友美子さんと宮脇がそれぞれ神言神学院を訪問し、蔵書の量を確認するとともに、作業の方針について話し合った。そして、人間文化研究科人類学専攻博士後期課程に在籍する南智博さんに整理事業を手伝ってもらうことになった。南さんには自身の研究や海外調

査などの合間を縫い、クネヒト氏がこれまで歩んできた道のりを聞き取りながら、蔵書の書誌情報をエクセルへ入力するという作業を行なってもらっている。今後、この書誌情報をもとに、寄贈先についてクネヒト氏と具体的な相談をしていく予定である。

クネヒト氏は 2025 年春に米寿を迎えられたが、研究も現役で続けられている。今後も蔵書を手元に置きながら研究活動に専念したいという希望を叶えるため、人類研でも資料整理のバックアップをしていけたらと考えている。

研究業績

科学研究費助成事業

渡部森哉	基盤研究 (A)	古代アンデスのワリ帝国の社会構成と地方社会の実態	継続
石原美奈子	基盤研究 (B)	エチオピアにおける郷土史・地方史の体系的収集・分析を通じた多元的歴史認識の解明	継続
川浦佐知子	基盤研究 (C)	合衆国西部の水利権係争に働く部族主権の検討：モンタナ州水利権合意に焦点をあてて	継続
中尾央	基盤研究 (C)	戦争と道德性の進化に関する自然哲学的考察	継続
張玉玲	基盤研究 (C)	福建省福清出身華人の移住および同郷紐帯の拡大と文化的・社会的制度としての「故郷」	継続
藤川美代子	若手研究	海洋生物の捕獲と養殖をめぐる文化人類学的研究：中国・台湾・フィリピンの事例から	継続
宮脇千絵	若手研究	現代中国における少数民族女性の稼得労働とエスニシティに関する人類学的研究	継続
竹内愛	若手研究	ネパールにおける女性の集合的エンパワーメントの比較研究—州レベルにおける多様性	継続
加藤英明	若手研究	機械の保全をめぐる人類学的研究：トヨタの保全の人々の技法と共同性を事例に	継続
中尾央	学術変革領域研究 (A)	考古・人類学データの多次元表象とモデリングによる文化動態の解明（表象とモデル班）	新規

刊行物

人類学研究所（編）	『年報人類学研究』第 15 号（2024 年 6 月 30 日発行）
人類学研究所（編）	<i>Asian Ethnology</i> , Volume 83, Number 1(2024 年 7 月 30 日発行)
人類学研究所（編）	<i>Asian Ethnology</i> , Volume 83, Number 2(2024 年 12 月 20 日発行)
人類学研究所（編）	『人類学研究所通信』第 24 号（2024 年 7 月 31 日発行）
張雅・宮脇千絵・張玉玲 ・藤川美代子（編）	『人類学研究所 研究論集』第 13 号（2024 年 3 月 31 日発行）
渡部森哉・村上達也（編）	『人類学研究所 研究論集』第 14 号（2024 年 3 月 31 日発行）

スタッフ

人類学研究所スタッフ

所長	石原美奈子	人文学部人類文化学科・教授
第一種研究所員	DORMAN, Benjamin	(外国語学部英米学科)・教授
	宮脇千絵	(人文学部人類文化学科)・准教授
	高柳ふみ	人類学博物館担当学芸員・講師
第二種研究所員	ANTONY, Susairaj	人文学部人類文化学科・准教授
	川浦佐知子	人文学部心理人間学科・教授
	CROKER, Robert	総合政策学部総合政策学科・教授
	張玉玲	外国語学部アジア学科・教授
	中尾央	人文学部人類文化学科・教授
	藤川美代子	人文学部人類文化学科・准教授
	MUNSI, Roger Vanzila	国際教養学部国際教養学科・教授
	吉田竹也	人文学部人類文化学科・教授
	RIESSLAND, Andreas	外国語学部ドイツ学科・准教授
特任研究員	渡部森哉	人文学部人類文化学科・教授
	後藤明	
	高村美也子	
	竹内愛	
	菅沼文乃	
	加藤英明	
	CAPOBIANCO, Paul Joseph	
	DENRONDEN, Harmony	
	張雅	

非常勤研究員【2024 年度】

	研究課題
謝黎 (聖心女子大学・非常勤講師)	共同研究「装いの境界領域に関する人類学的研究」共同研究メンバー
佐藤若奈 (京都女子大学大学・准教授)	共同研究「装いの境界領域に関する人類学的研究」共同研究メンバー
田本はる菜 (成城大学・専任講師)	共同研究「装いの境界領域に関する人類学的研究」共同研究メンバー
山崎剛	「社会の中の人類学」
小坂恵敬	「オセアニアを対象としたプロバガンダの人類学的検討」
梅津綾子	「多様な家族、子育て、性、信仰のあり方—アフリカ、ムスリム、ハウサ社会の「里親養育」慣行、および日本の LGBT ムスリムを事例に」
野澤暁子	「中世ジャワ・ヒンドゥー文化遺産の芸術人類学的研究」
辻輝之	「移民の宗教：社会関係資本、市民参加、共生」
Patrick McCartney	「Vertically challenged: Trans-Eurasian perspectives on sacred journeys at pole-erection festivals.」
岡本圭史	「現代アフリカのキリスト教とモダニティをめぐる宗教人類学的研究」
廣田 緑	「木版画を媒体とした現代美術の実践と社会的役割」
PETERSEN, Esben	「The Ambivalence of Utopian Ideals in Modern Japan: Christianity, Denmark, and Happiness.」

人
類
学
研
究
所
通
信
第
25
号

人類学研究所通信 2024 年度第 25 号 2025 年 7 月 31 日刊行

編集責任者：宮脇千絵

編集委員： 石原美奈子、ドーマン・ベンジャミン、
藤川美代子、高柳ふみ

編集事務局：古澤夏子

レイアウト：高柳ふみ

南山大学人類学研究所

〒 466-8673 名古屋市昭和区山里町 18

Tel. : 052-832-3111 (代表)

Website : <https://rci.nanzan-u.ac.jp/jinruiken/>